

# 大田原市立佐良土小学校いじめ防止基本方針【概要版】

## 1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

### 「いじめの定義」について

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法、平成 25 年）

## 2 いじめ対策委員会とその対応

**委員**：校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

**対応**

いじめ発見 → 事実関係の把握 → 指導方針の決定、指導体制の確立 → いじめ解決への指導・支援 → 継続指導・経過観察

## 3 未然防止対策

- (1) 教員のいじめに対する意識の高揚
  - ・年1回以上の校内研修、いじめに関するチェックリストを用いた自己診断
- (2) 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
  - ・年1回以上のいじめに対する校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
- (3) 学業指導の充実
  - ・QU検査を生かした互いに高め合える学級づくり
  - ・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
- (4) 道徳教育、特別活動の充実
- (5) 人権が守られた学校づくりの推進
- (6) 保護者・地域との連携
- (7) ネットいじめへの対応
  - ・情報機器の適切な使い方の指導
  - ・PTA と連携した情報機器に関する研修会の実施

## 4 早期発見に関する対応

- (1) アンケートの実施
  - ・月1回、「教育相談アンケート」の実施
  - ・年2回、担任以外の先生と話せる機会の設定（希望制）
- (2) 教育相談の充実
  - ・定期的な教育相談週間の設定
  - ・児童生徒が気軽に相談できる体制（相談ポストなど）の整備
- (3) 情報交換による共有
  - ・毎週月・木曜日及び月1回の児童指導に関する情報交換
  - ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制の整備
- (4) カウンセリングマインドに基づいた、児童や保護者が相談しやすい雰囲気づくり

## 5 早期解決に向けた対応

- (1) 保護者への報告
- (2) 被害児童及び保護者への支援

徹底的に被害児童を守り通し秘密を守ることを約束する。また、児童の不安を除去し、児童の安全を確保する。いじめを解決する方法について、被害児童と保護者の気持ちを尊重し、話し合っ決めて。安易にいじめが解消されたと思わず、指導後も継続的な観察と必要な支援を行う。
- (3) 加害児童への指導及び保護者への助言

毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない行為」という理解及び自らの行為の責任の自覚を促す。保護者にも問題解決のための協力を要請する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ

児童全員に自分の問題として考えさせ、見て見ぬ振りや囁き立てる行為も、いじめと同様であることを理解させる。
- (5) ネットいじめへの対応

インターネット上でいじめを発見した場合には、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除などを求める。